

議案第66号

琴浦町印鑑条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町印鑑条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年9月3日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和元年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

令和元年琴浦町条例第 号

琴浦町印鑑条例の一部を改正する条例

琴浦町印鑑条例(平成16年琴浦町条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑の登録)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、<u>本町が備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず次に掲げる者については、印鑑の登録を行わない。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第5条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏(<u>住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)</u>若しくは通称(<u>令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)</u>)又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表して</p>	<p>(印鑑の登録)</p> <p>第2条 <u>本町は、本町において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の規定により登録されている者について、その者の申請により印鑑の登録を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>印鑑の登録は、1人1個に限り行うものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず次に掲げる者については、印鑑の登録を行わない。</u></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第5条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名又は通称(<u>住民基本台帳施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)</u>若しくは氏名又は通称の一部を組み合わせたもので表されていないもの</p>

いないもの

(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの

(3)～(6) 略

2 略

(印鑑登録原票)

第6条 町長は、印鑑登録原票を備え、第4条の規定により印鑑の登録を受ける者について、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録する。

(1)及び(2) 略

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調整する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

(4)～(7) 略

2 略

(登録の抹消等)

第12条 略

2 町長は、印鑑の登録を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1) 氏名、氏(氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名標記を含む。)を変更したとき(登録されている

(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの

(3)～(6) 略

2 略

(印鑑登録原票)

第6条 町長は、印鑑登録原票を備え、第4条の規定により印鑑の登録を受ける者について、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録する。

(1)及び(2) 略

(3) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)

(4)～(7) 略

2 略

(登録の抹消等)

第12条 略

2 町長は、印鑑の登録を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1) 氏名、氏又は名(外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名標記を含む。)を変更したとき(登録されている印影を変更する必要がない場合を除く。)

<p>印影を変更する必要がある場合を除く。)</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(2)～(5) 略</p> <p>3 略</p>
--	-----------------------------

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、多機能端末機により印鑑登録証明書の交付を受ける場合にあつては、当分の間、なお従前の例による。